

この条項が裏付けとなる「排他的管理権」に関して、日本政府は国会答弁などで「基地は」治外法権的な、日本の領土外的な性質を持っているのではない。米軍の権限は決して無制限かつ無条件的なものではない

と説明してきました。

しかし、「無制限かつ無条件的な」特権を認めているのが実態です。たとえば現に、普天間基地や嘉手納基地、厚木基地、横田基地などの米軍機の違法な騒音や、全国各地での米軍機の危険な低空飛行訓練を、日本政府は規制できずにいます。そうした米軍の特権を裏で保障しているのが「基地権密約」なのです。

安保改定に際し、岸政権は基地問題についてたとえば次のような国会答弁を繰り返していました。

「前の〔行政〕協定では、第三条におきまして、施設について『設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する』という規定がありましたが、この規定は、あたかも米国側が非常な特権的な地位を持っているという誤解を与えるものだったので、今度の新〔地位〕協定ではこれを改めて、『設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる』と表現を改めた次第です」(高橋通敏外務省条約局長、一九六〇年三月二五日、衆院日米安保条約等特別委員会)

しかし実際には、条文の表現を変えただけで、従来の「権利、権力及び権能」という「米国側の

非常な特権的地位」に何の変わりもありませんでした。米軍優位の不平等な構造が「基地権密約」によって引き継がれたのです。

■ 外務省解禁秘密文書と密約の隠蔽

この「基地権密約」の存在を日本政府は認めていません。しかし、民主党の鳩山由紀夫政権のもと、外務省が「核持ち込み密約」など四つの日米密約を調査して、二〇一〇年三月に秘密指定解除のうえ公表した安保改定や沖縄返還交渉に関する内部文書三三二点のなかに、「基地権密約」の存在を示すものが含まれていました。

それは「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」という文書で、一九六〇年六月に作成されたものです。執筆者は外務省アメリカ局安全保障課長。当時その職に在ったのは、安保改定の秘密交渉で藤山外務大臣の通訳も務めた東郷文彦課長でした。文書の表紙には「極秘」の印が押されています。

交渉の過程をまとめたその全七四ページの文書中、マッカーサー大使らアメリカ大使館側と藤山外務大臣ら外務省側による交渉の「三四年五月中旬より六月下旬に至る経緯」とある章に、次のような記述が見られます。「三四年」とは「昭和三四年(一九五九年)」のことです。

「日米行政協定」第三条に関する問題は、(1)『権利、権力、権能』を『権利』とすること、

(2) 施設区域外は米軍の権利とせず日本側の協力義務とすること(略)などの諸点であるが、たとえば『権利、権力、権能』を『権利』と代えるについても、右は同義語なりとの了解を残す要ありと主張するなど、本条に関する米側の主張は極めて頑強(同文書)

『権利、権力、権能』を『権利』と代えるについても、右は同義語なりとの了解を残す要ありと、主張したとあるように、アメリカ側が米軍の絶対的特権の維持に強くこだわっていたのがわかります。そして、次の「三十四年七月より新条約署名に至る経緯」の章で、この問題の決着がついたことが記されています。

「従来、行政協定に関して極めて頑なであった米側も、右わが方申し入れにはできるだけ歩み寄りに努むべき態度を示し、前記(一)については十月二十一日の回訓において、『権利、権力、権能』は米軍の権利の實質に変更なき了解のもとに、『必要な措置を執ることができると改めるとともに『必要に応じ』を削ることを応諾してきた。その後さらに折衝を重ねて、施設区域外に関しては原則としてわが方が所要の措置をとる趣旨にするなど改善を図り、また右了解事項は新合同委員会の議事録で処理することとして、文案は三十五年一月六日、大臣大使においてイニシアル〔署名〕した(同前)

この「三十五年」すなわち昭和三十五年(一九六〇年)一月六日に藤山外務大臣とマッカーサー大

使がイニシアル署名した「文案」こそ、アメリカ政府解禁秘密文書の「秘」公電(↓302ページ)に出てくる「テキスト」のことなのです。その公電にはこう書かれていました。

「藤山と私は昨日、在日米軍が事前に同意した以下のテキストに合意した。藤山と私がこれにイニシアル署名をして、その後新しい合同委員会の第一回会議の記録に入れることになる」

その結果、一九六〇年一月六日に藤山外務大臣とマッカーサー大使がイニシアル署名した「テキスト」が、「基地権密約」文書(↓305ページ)だったのです。

まさに東郷課長が述べているように、

『権利、権力、権能』は米軍の権利の實質に変更なき了解の下に、『必要な措置を執ることができると改める』

と、うわべの文言だけを変えたにすぎなかったわけです。

ただ、外務省が二〇一〇年三月に秘密指定解除のうえ公開した内部文書三三一点の中には、この「基地権密約」文書は含まれていません。

おそらくその存在を隠したい外務省が公開しなかったのでしょう。日米合同委員会の「会議の記録」に入れた、つまり議事録としたことで、それは日米合同委員会の原則非公開という方針のもと「部外秘」の扱いにできるわけです。

「基地権密約」について日本政府はその存在をいまだに認めていません。しかし、この密約を廃棄

入札は出来る次第に務むべき態度を示し、前記(1)に就ては十月二十一日の回訓において「権利権力権能」は米軍の権利の素質に変更なき了解の下に「必要な措置を執ることが出来ると改めると共に「必要に応じ」を削ることを応諾して来た。その後更に折衝を重ねて施設区域外に関しては原則としてわが方が所要の措置を執る趣旨にする等改善を図り、又右了解事項は新合同委員会の議事録で処理することとして文案は三十五年一月六日大臣米大使においてイニシアツルした。

(4) 通関関係に関する十月二十一日の米側案は、人に就てはナト協定並みの関歩を示していたが、物に関しては、現行第十一條

「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」の中の、「基地権密約」に関連する記述のあるページ。

昭和三十五年六月

日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯

アメリカ国家安全保障局長



「基地権密約」に関連する記述のある外務省「極秘」文書、「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」の表紙。

にしないかぎり、仮に地位協定を改定できても、米軍の「権利・権力・権能」は実質的に変更されないままということになります。

山本太郎参院議員(当時、「生活の党と山本太郎となかまたち」所属)が二〇一五年九月一四日に参議院で、安倍首相に「基地権密約」について、アメリカ政府解禁秘密文書をもとに質問しました。(我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会)

しかし安倍首相は、「政府として、米国において公開されたとされる文書の中身について一つ一つコメントすることは適当でないと考えます」

と答弁して、追及をかわしました。

しかし、外務省解禁秘密文書「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」には、アメリカ政府解禁秘密文書の「基地権密約」に関連する部分に対応し、その存在を裏づける記述があるわけです。

だから、アメリカで公開された文書だけの問題ではなく、まさに日本政府の公文書の中身の問題でもあるので、ノーコメントによる言い逃れはできるはずがないのです。

山本議員にはぜひ、この事実にもとづいて、安倍首相が言い逃れできない角度から、「基地権密約」について再び追及してほしいと思います。

山本太郎さん、もうひとたび追及してください！

■新しい日米合同委員会の第一回会合の記録

「基地権密約」文書が、「新しい合同委員会の第一回会議の記録に入れ」られたことを間接的に示す、アメリカ政府解禁秘密文書[#]があります。(一九六〇年七月七日付け、駐日アメリカ大使館発、国務省あて「秘」公電、「新日米合同委員会の第一回会合、一九六〇年六月三日」)。

当時、駐日アメリカ大使館一等書記官で、日米合同委員会のアメリカ側政治顧問だったロバート・フィアリー氏が、自身も出席したこの会議の概要を、マッカーサー大使に報告したものです。それがワシントンの国務省にも秘密電報によつて送られたのでした。

同文書によると、その第一回会合はまさに新安保条約・地位協定の発効日、一九六〇年六月三日に、外務省の一室で日米合同委員会の日本側代表が議長役をつとめ、正午から二時間弱にわたつて開かれました。

アメリカ側の出席者は、代表として在日米軍副参謀長F・C・ステルター海軍少将、随員として在日米軍からJ・B・ウィリアムズ大尉、W・T・ブラックロック大佐、R・W・フィン大佐、L・P・エンサイン大佐、C・A・フエイズナー氏、大使館からロバート・A・フィアリー一等書記官の計七名。

日本側の出席者は、代表として森治樹外務省アメリカ局長、随員として外務省から田中弘人氏、東郷文彦アメリカ局安全保障課長、ハタノヨシオ氏、ウチダソノ氏、防衛庁からハットリヒサジ参